

3 高私助第 10 号
令和 3 年 9 月 13 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課長
八 田 和 嗣

令和 3 年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等
ICT 教育設備整備推進事業費）の計画調書の提出について（依頼）

日頃より、私立学校の教育研究の充実及び発展にご尽力いただきありがとうございます。
このたび、私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費の二次募集を行います。ついて
は、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請にあたっては補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、
計画調書（様式 1～4）を取りまとめの上、提出願います。なお、事業計画一覧（別紙 1）
については都道府県で作成の上、提出願います。

記

1. 補助対象事業は、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 ICT 教育設備
整備推進事業費）交付要綱（平成 14 年 4 月 5 日文部科学大臣決定）に定める事業である
こと。
2. 新設の学校については、完成年度（卒業生を出す年度）の翌年度から補助対象となるこ
と。
3. 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、
交付要綱第 7 条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に
従うこととし、原則として、入札又は 3 社以上の業者による見積り合わせ等によること。
4. 既に整備されているコンピュータに対するソフトウェア、周辺機器等の整備を行う場合に
ついては一定の範囲で補助対象とする。
5. 補助年度の前年度に契約が締結されている事業等、交付内定前に着手しているものは補助
対象外とする。
6. 今年度、本補助事業の交付が決定している学校は、補助対象外とする。

【提出期限】

提出書類により締切日が異なるため注意すること。

○「事業計画一覧」（別紙 1）について（都道府県において作成）
令和 3 年 10 月 13 日（水） メールにて提出

○様式 1～4 及び必要書類（学校法人において作成）
令和 3 年 10 月 20 日（水） メールもしくは郵送にて提出

注1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文科科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

また、事業計画を検討するに当たっては、設備が目的外使用及び未利用の状態になることのないよう留意すること。

(参照) 補助財産の処分及び適切な取扱い等に係る通知

平成29年10月31日付け29文科高第683号文部科学省高等教育局長通知

注2 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。

注3 機器の調達に当たっては、サプライチェーン・リスクに対応する等、サイバーセキュリティ上の影響に配慮すること。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費）
交付要綱（平成14年4月5日文部科学大臣決定）
- ④ 令和3年度私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費に係る計画調書について
（別紙1）
- ⑤ 私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費の上限単価について（別紙2）

<担当>

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第四係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2547）

令和3年度私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費に係る計画調書について

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）

ただし，中高一貫校等，中学校と高等学校で施設・設備を共有するものについては，中学校・高等学校を1校として申請するものとする。（施設・設備を共有せず，学校ごとに明確に使用を限定している場合を除く。）

2. 申請の単位

申請は，設置校ごとに行うものとする。

3. 補助対象設備等

(1) 私立学校における教育用コンピュータ等を活用したICT教育のための環境整備に必要な以下の設備等とする。

補助対象機器等	備 考
ソフトウェア	DVD，CD-ROM，ライセンス等 ・新たに整備する機器及び既存の機器との合計数までとする ・児童生徒1人1台端末の整備事業で整備した端末で使用するソフトウェアについては対象外とする
周辺機器	プリンタ，スキャナー，DVD・CD-ROMドライブ，スピーカー ・今回新たに整備する機器及び既存の機器との合計数までとする
視聴覚関連機器	デジタルカメラ，デジタルビデオカメラ，プロジェクタ，モニタ，地上デジタルテレビ，電子黒板等
附帯工事費	以下に該当する附帯工事（部材費含む） ①機器の運搬搬入費 ②機器の設置，据え付け費用 ③機器の設定，セットアップ，初期作動の確認に係る費用 ④機器と周辺機器との接続等に係る費用

※ 既に整備済のコンピュータに対して環境整備を行う場合についても補助対象とする。この場合の対象機器等は，ソフトウェア，周辺機器（附帯する工事費等を含む。）とする。

※ 既存の機器に対して整備した場合のソフトウェア，周辺機器の財産処分制限期間は5年とする。

※ 一部機器について，上限単価を設定しているので留意すること（別紙2を参照のこと。）。

(2) 補助対象経費の限度額は，500万円以上4,000万円以下とする。ただし，交付要綱第3条第3項第6号に規定する機器のみを整備する場合は，この限りでない。

(例) 事業経費4,500万円の場合

補助対象経費は4,000万円，補助申請予定額は2,000万円

4. 補助対象外となるもの

- ① 完成年度を超えていない私立学校
- ② 他の国庫補助を受けている事業（予定を含む。）
- ③ 補助年度の前年度に契約が締結されている事業等，事前に着手しているもの
- ④ ICT関連機器の購入を伴わない事業
- ⑤ 学校教育に関連しないもの（授業と校務の両方に使用するものは可）や，生徒会活動等使用者が特定の生徒に限定されると判断されるもの。
- ⑥ 個人に割り当てられるものや，配付されるもの。
- ⑦ 機器等のレンタル・リースに係る経費
- ⑧ 機器等の保守・保証について，複数年（または複数年）に及ぶ契約をしているものについて，補助対象年度に係る経費を除いた分（例：令和3年10月1日から1年契約の場合，令和4年4月1日以降に係る経費）
- ⑨ コンピュータ
- ⑩ 予備となるもの（故障対応の機器等，補助事業として活用しないもの）
- ⑪ 消耗品，備品（CD-R，DAT，プリント用紙，デジタルカメラの記憶装置等）
- ⑫ 椅子，机，ラック等の什器類
- ⑬ 充電保管庫
- ⑭ 以下の室等に配置しICT教育に使用しない設備
 - ・ 図書館に配置し，図書館事務（蔵書整理，貸出し・返却手続等）に用いる機器等（図書館で実施する授業の中で使用するものを除く。）
 - ・ 進路指導室に配置する機器等
- ⑮ ソフトウェア等の整備で以下に該当する場合
 - ・ コンピュータ本体の台数（既存のものも含む。）を上回るもの（ライセンス契約を含む。）
 - ・ 複数年の更新料等を含めて契約をしているものについて，補助対象年度の翌年度以降の分
 - ・ ソフトウェアに関する書籍及びマニュアル（「標準添付品セット」「ドックパック」等を含む。）
 - ・ 独自に開発したソフトウェア
 - ・ 児童生徒1人1台端末の整備事業で整備した端末で使用するソフトウェア
- ⑯ 附帯工事で以下に該当する場合
 - ・ 校内LAN及び室内LANの整備
 - ・ 教室の改造工事（穴開け，壁の除去等），床上げ工事
 - ・ 附帯工事に必要となる取付金具の類（天吊り金具，壁掛け金具等）
 - ・ 電源を確保するための電源工事
 - ・ 電話工事，インターネット接続経費
 - ・ 既存の機器の撤去，処理費用
 - ・ 購入したシステム・ソフトウェアに係る研修費用，操作のための講習会費
 - ・ 完成図書作成費 等

5. 補助率等について

- ・ ICT教育設備の整備に要する経費の1/2以内（補助申請額が予算額を上回った場合，予算の範囲内で交付することとする。）
- ・ 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費）交付要綱（平成14年4月5日文部科学大臣決定）第2条に基づき，ICT教育についてモデルとなる取り組みを行う事業を優先して採択する。
例：ICT化に積極的な学校の更なる教育環境の充実，整備する設備の稼働時間数，期待される教育効果等

6. 提出書類

- ① 「令和3年度私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 事業計画一覧」(別紙1)
- ② 「令和3年度 私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 計画調書」(様式1)
- ③ 「ICT教育設備を活用した事業の内容」(様式2)
- ④ 「採択理由書」(様式3)
- ⑤ 「私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費に係る確認事項」(様式4)
- ⑥ 配置図(様式自由)
- ⑦ 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

7. 「令和3年度私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 事業計画一覧」(別紙1)
各都道府県にて作成すること。作成に当たっては、別紙1に記載している注意事項をよく読んでから作業すること。

8. 「令和3年度 私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 計画調書」(様式1)

- ① 作成に当たっては、様式1に記載している注意事項及び記載例をよく読んで作業すること。
- ② 上限単価については、別途送付する事務連絡「令和3年度私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費の上限単価について」を参照すること。

9. 「ICT教育設備を活用した事業の内容」(様式2)

- ① 学校教育においてICT教育設備を活用してどのような教育を展開するのか分かりやすく具体的に記入すること(単に機器の更新等で完結する内容は認められない。)
- ② プロジェクタ、プリンタ等、購入する機器の台数についてはその根拠を示すこと。原則として不特定多数の生徒が用いられる機器とし、1授業単位において使用を想定している生徒数までとする。予備や故障対応は認められない。
- ③ ICT教育設備の導入によって、従来の教育とどのように変化するのか先進的である点を具体的に記載すること。
- ④ 整備された設備を利用する時間数(授業時限数)を記載すること。

10. 「採択理由書」(様式3)

- ① 複数の業者と契約を結ぶ場合は、業者ごとに別葉で作成すること。
- ② 「管理責任者 所属・職・氏名」欄には、当該設備を直接管理する責任者を記入すること。
- ③ 補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ④ 3社以上の内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。
- ⑤ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

11. 「私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費に係る確認事項」(様式4)

各項目の左の四角囲みに、該当の有無を記載すること。全ての項目に該当しないように十分確認を行うこと。

12. 配置図(様式自由)

- ① 購入を予定している機器等について全て記載したものを提出すること。
- ② 補助対象外となる機器についても記載されているものについては、補助対象となる部分についてマーカー等を用いる等分かりやすく明示すること。

13. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）
交付要綱第 7 条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を
上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、見積書の提出に
関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意するこ
と。

- ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならい（別添参照），入札又は 3 社以上
の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容が分かる書類又は採択した業
者の見積書（表紙の右上に「採択」と記載すること。）を添付すること（原本証明は不
要）。
- ② 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカ
ー等を用いてわかりやすく明示すること。
- ③ 見積書の作成は、設備の数量だけでなく性能等も指定した仕様書を示した上で依頼す
ること。

私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費の上限単価について

学習指導要領の改定やGIGAスクール構想等、ICT 教育環境の整備は喫緊の課題となっており、近年、私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費の申請額、件数は増加傾向にあります。

この状況に対応するため、文部科学省としては、広く全国の私立学校における ICT 環境整備を普及・推進するため、平成 30 年度より一部機器に上限単価を設定しております。

なお、本上限単価は、上記の理由から、過去の申請実績等を勘案し、本補助事業のために設定したものであり、文部科学省において、各学校の ICT 環境整備における上限や標準を示したものでないことに御留意願います。

1. 上限単価について（全て税抜価格にて記載）

【普通教室、特別教室ともに適用】

一体型電子黒板・・・・・・・・・・600,000円

デジタルテレビまたはモニタに電子黒板機能が付加された一体型のもの。

【普通教室のみに適用】

プロジェクタ・・・・・・・・・・200,000円

プロジェクタ本体のみであり、スクリーン等は含まない。

書画カメラ・・・・・・・・・・60,000円

教科書やノートなどを拡大して見せるための実物投影装置。

2. 留意事項

- ・ 上限単価は、いずれも当該設備の機器本体の金額を想定したものである。したがって、見積書において別途計上される附属部品やソフトウェアについては、原則、これに含まない。
ただし、当該機器本体に標準装備されている附属部品やソフトウェアについては、上記単価に含まれることになるため、留意すること。
- ・ 各学校において上限単価を超える機器を購入することを妨げるものではない。